

介護分野等の貸付事業 のご案内

介護等の業務に従事する
皆さんを応援します！

介護分野就職支援金貸与制度

～他業種で働いていた人材の介護分野への導入を促進するための支援金貸与制度です～

対象 次の①②いずれの要件も満たす方

- ① 県内の介護事業所・施設に介護職員として就職する方
- ② 介護職員初任者研修以上の研修を修了した方もしくは修了予定の方

貸与額 総額 20 万円以内



障害福祉分野就職支援金貸与制度

～他業種で働いていた人材の障害福祉分野への導入を促進するための支援金貸与制度です～

対象 次の①②いずれの要件も満たす方

- ① 県内の障害福祉サービス事業所・施設に障害福祉職員として就職する方
- ② 介護職員初任者研修以上の研修を修了した方もしくは修了予定の方

貸与額 総額 20 万円以内

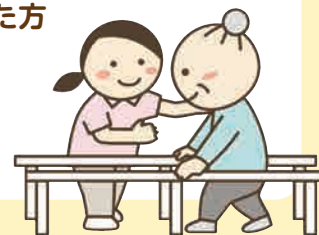


離職介護人材再就職準備金貸与制度

対象 次の①～⑤までの要件をすべて満たす方

- ① 介護職員等としての実務経験が1年以上（在職期間360日以上かつ業務従事期間180日以上）ある方
- ② 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者のいずれかに該当する方
- ③ 県内の介護事業所・施設に介護職員等として就職する方
- ④ 介護職としての離職日から再就職する日までの期間が3か月以上ある方
- ⑤ 事前に富山県健康・福祉人材センターに届出・求職登録をした方

貸与額 総額 40 万円以内



お問い合わせ先

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
富山県健康・福祉人材センター

〒930-0094
富山市安住町5-21
富山県総合福祉会館 サンシップとやま2階
TEL 076-432-6156
URL <https://www.toyama-shakyo.or.jp/jinzai/>



申請の流れ

人材センターへ相談

(再就職準備金は
求職登録と届出が必要)

就職内定・決定 借用申請

審査・決定、
貸付金交付、
勤務開始



介護分野就職支援金貸与制度

1 返還免除 となる条件

新たに介護職員として就職した日から、富山県内の対象の事務所等において、2年間、介護職員等の業務に従事した場合は、貸与した介護分野就職支援金の返還を全額免除します。

2 返還 となる時

- ① 県内で介護の業務に従事する意思がなくなったとき
- ② 県内で所定期間 (2年間) 業務に従事しなかったとき 等

障害福祉分野就職支援金貸与制度

1 返還免除 となる条件

新たに障害福祉職員として就職した日から、富山県内の対象の事務所等において、2年間、障害福祉職員の業務に従事した場合は、貸与した障害福祉分野就職支援金の返還を全額免除します。

2 返還 となる時

- ① 県内で障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき
- ② 県内で所定期間 (2年間) 業務に従事しなかったとき 等

離職介護人材再就職準備金貸与制度

1 返還免除 となる条件

新たに介護職員として就職した日から、富山県内の対象の事務所等において、2年間、介護職員等の業務に従事した場合は、貸与した介護分野就職支援金の返還を全額免除します。

2 返還 となる時

- ① 県内で介護の業務に従事する意思がなくなったとき
- ② 県内で所定期間 (2年間) 業務に従事しなかったとき 等

